

栃木県医療審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に定めるもののほか、栃木県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び会議に付すべき事項を委員に通知しなければならない。

(議 長)

第3条 会長が、審議会の議長となる。

(医療法人部会)

第4条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、医療法人部会を置く。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第45条第2項の規定に基づき、医療法人の設立を認可し、又は認可をしない処分に係る事項
- (2) 法第55条第7項の規定に基づき、医療法人の解散を認可し、又は認可をしない処分に係る事項
- (3) 法第58条の2第5項又は法第59条の2において準用する第55条第7項の規定に基づき、医療法人の合併を認可し、又は認可をしない処分に係る事項
- (4) 法第60条の3第5項又は法第61条の3において準用する第55条第7項の規定に基づき、医療法人の分割を認可し、又は認可をしない処分に係る事項
- (5) 法第42条の2第2項の規定に基づく社会医療法人の認定に係る事項
- (6) 法第64条第3項の規定に基づく医療法人の業務の停止の命令又は役員解任の勧告に関する事項
- (7) 法第64条の2第2項の規定に基づく社会医療法人の認定の取消しに係る事項
- (8) 法第66条第2項の規定に基づく医療法人の設立認可の取消しに係る事項
- (9) 法第70条の3第2項の規定に基づく医療連携推進認定に係る事項
- (10) 法第70条の8第5項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の病院の開設等についての確認をし、又は確認をしない処分に係る事項
- (11) 法第70条の15第1項において準用する第55条第7項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の解散を認可し、又は認可をしない処分に係る事項
- (12) 法第70条の18第2項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の定款の変更を認可し、又は認可をしない処分に係る事項
- (13) 法第70条の19第2項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職を認可し、又は認可をしない処分に係る事項
- (14) 法第70条の21第3項の規定に基づく医療連携推進認定の取消しに係る事項

2 医療法人部会は、委員7人以内で組織する。

3 医療法人部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

4 医療法人部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、医療法人部会長の決するところによる。

5 医療法人部会における決議は、これを審議会の決議とする。

6 前2条及び第7条から第9条までの規定は、医療法人部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「医療法人部会」と、「会長」とあるのは「医療法人部会長」と読み替えるものとする。

7 医療法人部会における決議は、医療法人部会長が審議会に報告するものとする。
(病床整備部会)

第5条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、病床整備部会を置く。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく病院の開設若しくは同条第2項の規定に基づく病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は同条第3項の規定に基づく診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に係る事項

(2) 法第4条第2項の規定に基づく地域医療支援病院の承認に係る事項

(3) 法第29条第6項の規定に基づく地域医療支援病院の承認の取消しに係る事項

(4) 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号)に基づく災害拠点病院の指定に係る事項

(5) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第2項第2号ロの規定に基づく病床機能再編支援事業費給付金の支給に係る事項

2 病床整備部会は、委員7人以内で組織する。

3 病床整備部会に、必要に応じ、専門委員を置くことができる。

4 病床整備部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

5 病床整備部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、病床整備部会長の決するところによる。

6 病床整備部会における決議は、これを審議会の決議とする。

7 第2条、第3条及び第7条から第9条までの規定は、病床整備部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「病床整備部会」と、「会長」とあるのは「病床整備部会長」と読み替えるものとする。

8 病床整備部会における決議は、病床整備部会長が審議会に報告するものとする。
(保健医療計画部会)

第6条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、保健医療計画部会を置く。

(1) 法第30条の4第1項の規定に基づく保健医療計画の策定に係る事項

(2) 法第30条の6第1項の規定に基づく保健医療計画の変更に係る事項

2 保健医療計画部会は、委員11人以内で組織する。

3 保健医療計画部会に、必要に応じ、専門委員を置くことができる。

4 保健医療計画部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

5 保健医療計画部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、保健医療計画部会長の決するところによる。

6 保健医療計画部会における決議は、これを審議会の決議とする。

7 第2条、第3条及び第7条から第9条までの規定は、保健医療計画部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「保健医療計画部会」と、「会長」とあるのは「保健医療計画部会長」と読み替えるものとする。

8 保健医療計画部会における決議は、保健医療計画部会長が審議会に報告するものとする。

(参考人からの意見聴取)

第7条 審議会は、審議のために必要があるときは、参考人の出席を求め、又は文書によりその意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、栃木県保健福祉部医療政策課において処理することとし、幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事は、会長の指示を受けて庶務を整理する。

3 書記は、幹事の指示を受けて庶務に従事する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和61年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年1月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月25日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の規定は、平成29年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行する。